



10月10日は
世界メンタルヘルスデー
～つながる、どこでも、だれとでも～



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

精神保健福祉法改正に係る 都道府県向け説明会

令和5年3月6日（月）10時～
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神障害保健課

精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する指導監督について

○精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する指導監督について（抄）

（令和5年2月17日付精神・障害保健課事務連絡）

1. 患者等からの退院請求や処遇改善請求の内容、又は外部からの都道府県等への情報提供等から、患者に対する虐待等が疑われる場合には、必要な情報収集や実地指導等の適切な指導監督の実施を図ること。
2. 情報収集を行う際、病院職員だけでなく、入院患者からも丁寧に聞き取りを行う等、適切な情報収集を図ること。
3. なお、入院患者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については、予告期間なしに対象の精神科病院に対し実地指導を実施することができることとしており（別添参照）、退院請求又は処遇改善請求中の案件であっても、精神医療審査会の審査結果を待たずして、実地指導を行うことも可能であることから、こうした場合には、躊躇なく、速やかに実地指導を実施すること。

精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について

○精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について（再周知）（抄）

（令和5年1月17日付精神・障害保健課事務連絡）

1. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、各医療機関は速やかにその概況を各都道府県等に報告すること。
また、その後の都道府県等の実地指導に協力するなど、各都道府県等と連携して再発防止に努めること。
2. 平時より医療機関は、院内における虐待の防止に必要な措置を講じること

※ 障害者虐待防止法第31条の規定により、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとされています）

（別添資料（抄））

- ・ 医療従事者向け研修資料（本体） <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932515.pdf>
- ・ 医療従事者向け研修資料（解説書） <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932516.pdf>
- ・ 医療従事者向け啓発資料（ポスター・編集不可） <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932517.pdf>
- ・ 医療従事者向け啓発資料（ポスター・編集可） <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000947021.docx>

各都道府県等においては、管内精神科病院に対し、周知徹底を改めてお願いします。

精神保健福祉法改正に係る都道府県向け説明会

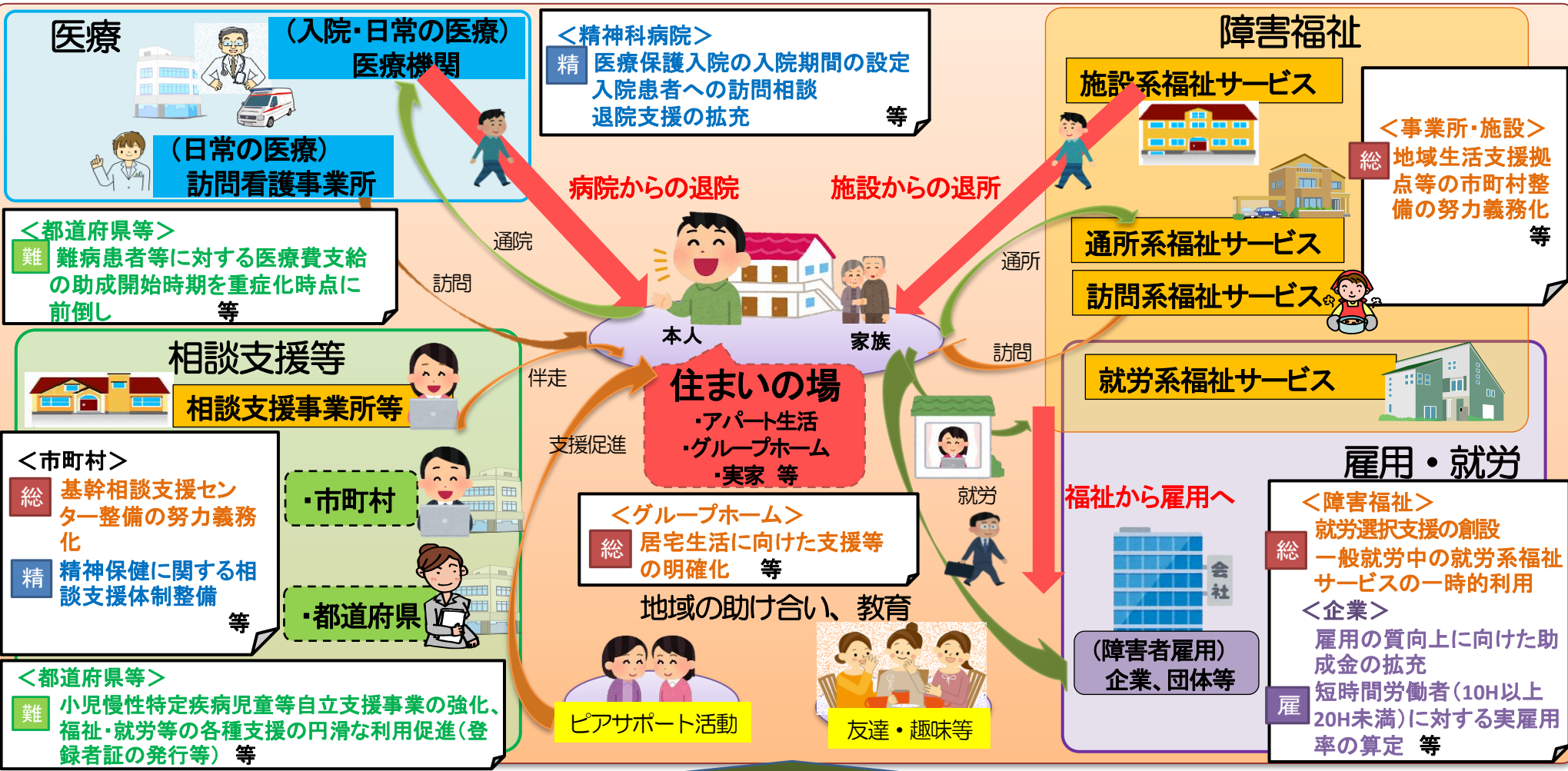
- 改正精神保健福祉法の概要
- 改正精神保健福祉法の令和5年4月施行について
- 入院者訪問支援事業
- 市町村の相談支援体制

精神保健福祉法改正に係る都道府県向け説明会

- 改正精神保健福祉法の概要
- 改正精神保健福祉法の令和5年4月施行について
- 入院者訪問支援事業
- 市町村の相談支援体制

障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



県 = 都道府県及び政令指定都市

市 = 市町村

家族が虐待等の加害者である場合の対応

市

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- 市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

入院患者への告知に関する見直し

県

- 以下の入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族にも告知する。
 - ・ 措置入院（緊急措置入院）：措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
 - ・ 医療保護入院：同意を行った家族等に対し告知
- 従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知することとなる。

新規申請に向けた指定医研修会の有効期間

県

- 指定医研修会を受講したあと、3年以内であれば指定医の申請が可能（現行は1年以内）。

県

=

都道府県及び政令指定都市

市

=

市町村

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、最大6ヶ月以内で省令で定める期間（検討中）とする。
- 入院中の指定医による診察の結果、患者に同意能力がなく（任意入院ができない）、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院の期間を更新できる。
 - ・ 対象患者への退院支援委員会の開催（入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討）
 - ・ 家族等に連絡した上で、同意を確認（同意又は不同意の意思表示がないことの確認）
 - ・ 更新届の提出（定期病状報告は必要なくなります）

県

市

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 当該家族等がどうしても同意・不同意の判断ができない場合には、家族等は意思表示を行わないこととすることができるようになる。
- 家族等の全員が意思表示を行わない場合には、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

地域生活への移行を促進するための措置

- 退院後生活環境相談員について、措置入院者にも選任することを義務化。
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用。
- 医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。（更新の際に必要となる）

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者 等）

市

入院者訪問支援事業

県

- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。
- 都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業を開始。

措置入院時の入院必要性に係る審査

県

- 従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要となる。

医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要がある、指定医はそれに協力しなければならない。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

自治体の相談支援の対象の見直し

市

- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者（具体的には省令で定める予定）も対象となる。

市町村への支援に関する都道府県の責務

市

県

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

参 考

●精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、（政令市・保健所設置市以外の）市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。

●このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領（通知等）において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

精神保健福祉法改正に係る都道府県向け説明会

- 改正精神保健福祉法の概要
- 改正精神保健福祉法の令和5年4月施行について
- 入院者訪問支援事業
- 市町村の相談支援体制

入院患者への告知に関する見直し

県

- 以下の入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族にも告知する。
 - ・ 措置入院（緊急措置入院）：措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
 - ・ 医療保護入院：同意を行った家族等に対し告知
- 従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知することとなる。

参 考

- 令和5年3月2日障精発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について」

措置入院決定のお知らせ

〇 〇 〇 〇 殿

年 月 日
〇 〇 〇 知事

【入院理由について】

1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
- あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - 人権に関係する行政機関の職員（都道府県庁・指定都市の職員など）
 - あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士
 それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県の連絡先（電話番号を含む。）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

医療保護入院に際してのお知らせ

〇 〇 〇 〇 殿

年 月 日

【医療保護入院について】

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族などの同意を得て、入院していただく制度です。

あなたは、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、年 月 日(□午前・□午後 時)、入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条[□①第1項、□②第3項、□③第4項後段]の規定による医療保護入院です。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。
 - ①幻覚妄想状態(幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
 - ②精神運動興奮状態(欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)
 - ③昏迷状態(意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい)
 - ④抑うつ状態(気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている)
 - ⑤躁状態(気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている)
 - ⑥せん妄・もうろう状態(意識障害により覚醒水準が低下している)
 - ⑦認知症状態(認知機能が低下し、日常全般に支障を来している)
 - ⑧統合失調症等残遺状態(障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい)
 - ⑨その他()
2. あなたは、以下の理由により入院されました。
 - 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
 - あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
 - その他()

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことがあります。
2. あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に係る行政機関の職員(都道府県庁・指定都市の職員など)
 - ② あなたの代理人である弁護士や、あなた又はあなたのご家族等の希望によりあなたの代理人となろうとする弁護士
 それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先(電話番号を含む。)
7. 病院の治療方針に沿って療養に専念してください。

病 院 名
 管 理 者 の 氏 名
 指 定 医 ・ 特 定 医 師 の 氏 名
 主 治 医 の 氏 名 (※)
 (※) 指定医等とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

家族が虐待等の加害者である場合の対応

市

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- 市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

参 考

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。令和5年2月28日公布。令和5年4月1日施行。）
- 令和5年3月2日障発0302第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長「「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について」
- 令和5年3月2日障精発0302第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長「「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について」

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則
(昭和二十五年厚生省令第三十一号。令和5年2月28日改正)

- 第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 当該精神障害者に対して児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を行つた者
 - 二 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者
 - 三 当該精神障害者に対して高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第三項に規定する高齢者虐待を行つた者
 - 四 当該精神障害者に対して障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)第二条第二項に規定する障害者虐待を行つた者
 - 五 その他前各号に準ずる者

法改正後（R5.4.1施行後）の市町村長同意手続きについて

- 患者に対し、虐待・DV等を行った者（またはそれに準ずる者）は改正法第5条第2項に規定する「家族等」に含まれないため、当該者の他に家族等が存在しない、もしくはその意思を表示できない状態にある場合で、かつ医療保護入院が必要な場合は、市町村長同意による手続きが可能。
- 改正法施行後、市町村長同意が必要となるケースはそれぞれ以下の場合が考えられる。

患者の家族等が存在しない場合における市町村の対応

- ① 精神科病院において、患者に家族等が存在しない、又は存在するが意思表示ができない状況にあることが確認された場合
→ 手順1に基づき対応

患者が家族等に虐待を受けている場合等における市町村の対応

- ② 精神科病院において、患者が家族等から虐待・DV等を受けていることが疑われ、かつ他に家族等が確認できない場合
→ 手順2に基づき対応
- ③ 精神科病院において、患者が家族等からの虐待・DV等により、一時保護措置等の措置を受けていることを把握しており、かつ他に家族等が確認できない場合
→ 手順3に基づき対応
- ④ 精神科病院において、患者から、家族等からの虐待・DV等により住民基本台帳事務上のDV等支援措置を受けている旨の申し出があり、かつ他に家族等が確認できない場合
→ 手順4に基づき対応

手順1

病院

・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
・患者に家族等が存在しない、又は存在するが意思表示ができない状況(※1)にある(虐待・DV等も疑われない)

同意依頼

市町村(精神障害担当)

他に家族等が存在せず、
入院の必要性についても疑義は生じない

入院の必要性について疑義は生じないが、
他に家族等が存在する場合

市町村(住民制度担当)

DV等支援措置が患者に適用されているか確認

適用されている場合

適用されていない場合

住民票の閲覧制限等がとられている
家族等に連絡を取ることができない。
その上で、その他の家族等の存在に
ついて確認する。

連絡を取って良い
家族は存在しない

連絡を取って良い
家族が存在する

市町村長同意の実施

・同意後速やかに対象の患者について面会
を行い、患者の状態等を確認すること。

市町村長同意不可(※2)

※1
R6.3.31までは、具体的にはその家族等が
・心神喪失の場合
・行方不明の場合
等、意志能力がない、あるいは事実上その
意志を表示することができない場合を指す。

※2 家族等に同意・不同意の意思確認を行う。

手順2

病院

- ・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
- ・患者が家族等から虐待・DV等を受けていることが疑われ、かつ他に家族等が確認できない

① 通報

③ 通報事実の確認

- ・ 通報が適切に受理されているか 等

② 同意依頼(※2)

各虐待防止法(※1)上の通報窓口

市町村

③の結果、通報が適正に受理されていることが確認でき、かつ市町村長同意に係る既存の要件(※3)を満たす場合

市町村長同意の実施

- ・ 同意後速やかに対象の患者について面会を行い、患者の状態等を確認する。

※1 具体的には(1)児童虐待防止法、(2)配偶者暴力防止法、(3)高齢者虐待防止法、(4)障害者虐待防止法

※2 従来の申請内容に加え、(1)通報内容、(2)通報先窓口の連絡先を記載して申請する。

※3 通報されているから同意するのではなく、それに加え、(1)入院の必要性の判断について疑義が生じない(2)他に家族等がない場合に同意を判断を行う。

手順3

病院

- ・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
- ・患者が家族等からの虐待・DV等により、一時保護措置等(※1)を受けており、かつ他に家族等が確認できない

①連絡先
の確認

③事実の確認

- ・一時保護措置等の対応が
実際に取られているか

②同意依頼(※2)

患者の一時保護先の施設担当者等

市町村

③の結果、一時保護等の対応が実際に行われていることを確認でき、かつ
市町村長同意に係る既存の要件(※3)を満たす場合

市町村長同意の実施

- ・同意後速やかに対象の患者について面会
を行い、患者の状態等を確認する。

※1 具体的には(1)児童虐待防止法、(2)配偶者暴力防止法、(3)高齢者虐待防止法、(4)障害者虐待防止法上の一時保護規定、又は当該法律に基づき虐待の事実関係の調査が行われている等

※2 従来の申請内容に加え、(1)一時保護措置等が取られていること、(2)保護先の担当者等の連絡先を記載して申請する。

※3 一時保護等が行われていることのみをもって同意するのではなく、それに加え、(1)入院の必要性の判断について疑義が生じない②他に家族等がない場合に同意の判断を行う。

手順4

病院

- ・指定医による診察の結果、入院が必要であり、かつ入院治療について本人の同意が得られない
- ・患者から、家族等からの虐待・DV等により、住民基本台帳事務上のDV等支援措置を受けている旨申し出があり、かつ他に家族等が確認できない

①同意依頼(※1)

②事実の確認

- ・DV等支援措置が実際に取られているか

市町村(精神障害担当)

市町村(住民制度担当)

②の結果、DV等支援措置が実際に適用されていることを確認でき、かつ市町村長同意に係る既存の要件(※2)を満たす場合

市町村長同意の実施

- ・同意後速やかに対象の患者について面会を行い、患者の状態等を確認する。

※1 従来の申請内容に加え、(1)患者に対してDV等支援措置が取られていること、(2)支援措置の内容(誰に対して住民票の閲覧制限等が取られているか)などを記載して申請する。

※2 DV等支援措置が取られていることのみをもって同意するのではなく、それに加え、(1)入院の必要性の判断について疑義が生じない②他に家族等がいない場合に同意の判断を行う。

精神保健福祉法改正に係る都道府県向け説明会

- 改正精神保健福祉法の概要
- 改正精神保健福祉法の令和5年4月施行について
- 入院者訪問支援事業
- 市町村の相談支援体制

【事業の概要】

1. 本事業の経緯・目的
2. 本事業の主なスケジュール
3. 本事業の予算概要
4. 都道府県等が担う業務について
5. 訪問支援員養成研修の概要
6. 訪問支援員の派遣の流れ
7. 本事業の周知
8. 本事業に係る会議
9. まとめ

1. 入院者訪問支援事業の経緯・目的

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市、特別区、保健所設置市（以下、「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県等が認め、本事業による支援を希望する者

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整

面会交流、支援

傾聴、生活に関する相談、情報提供 等

※2人組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県等が認めた研修を修了した者のうち、都道府県等が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【入院者訪問支援事業のねらい】

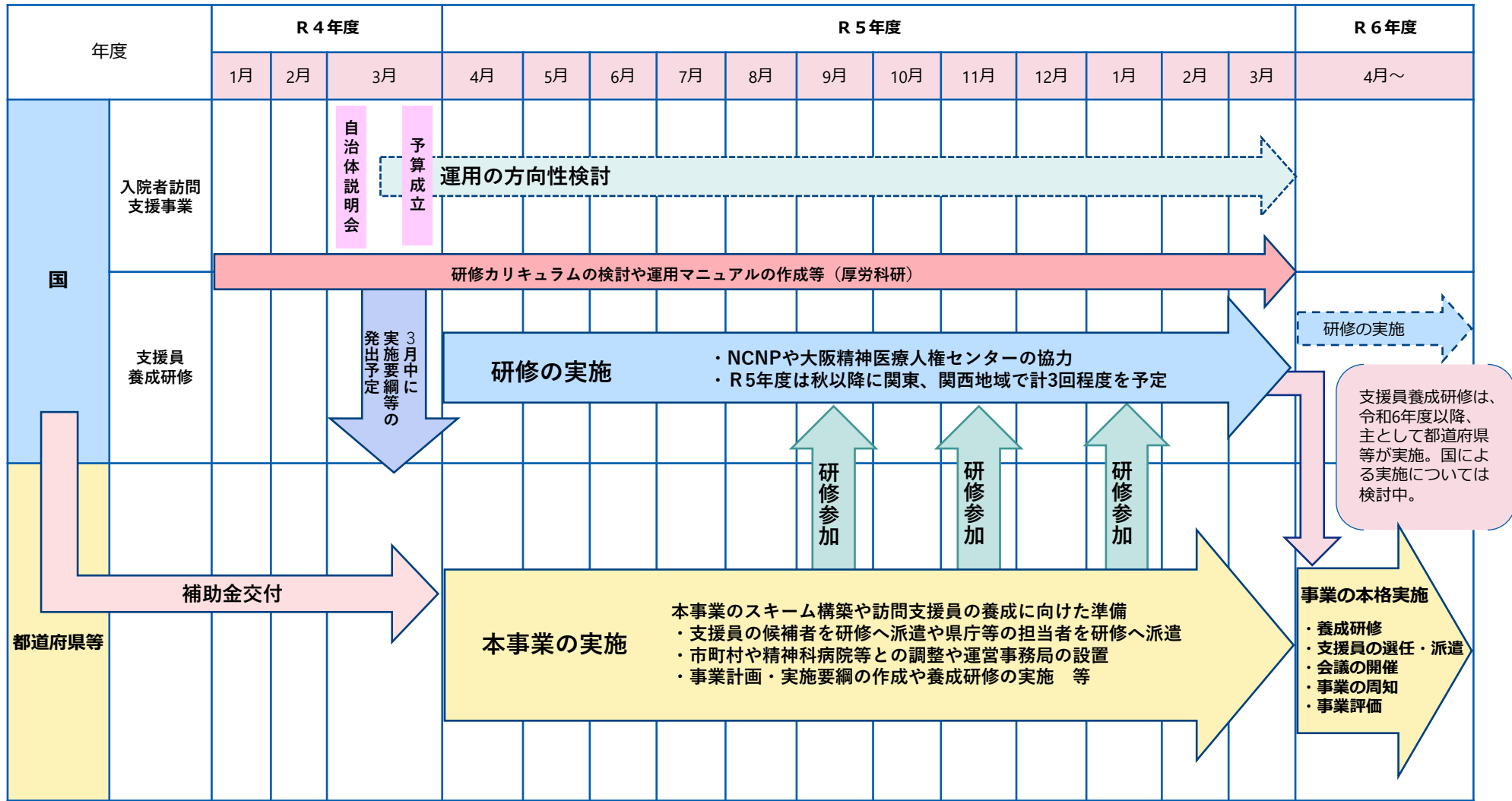
医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

2. 本事業の主なスケジュール



※令和5年3月時点でのイメージであり、変更等の可能性あり

3. 本事業の予算概要

【概要】

補助金名：地域生活支援事業事業等補助金（地域生活支援促進事業内の一事業として創設）

補助対象：都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

補助率：1 / 2

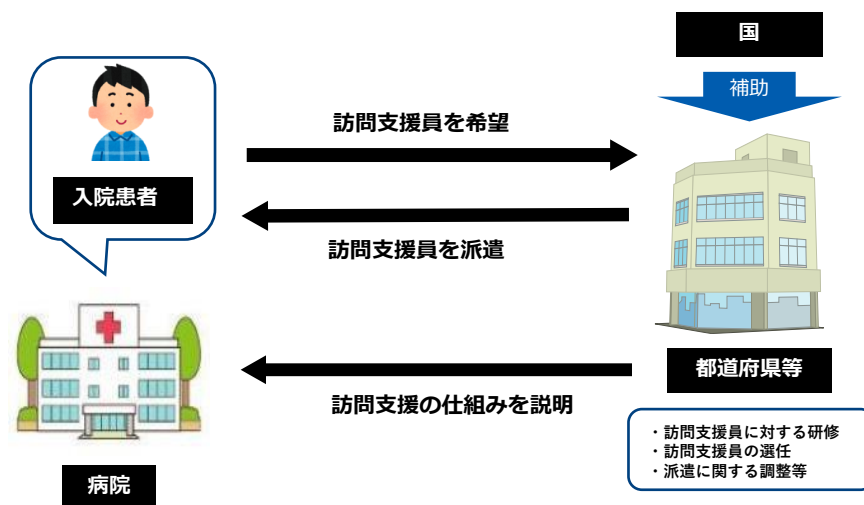
事業内容：訪問支援員に対する研修会の開催
訪問支援員の派遣
会議体の設置等

予算額：93,985千円

【対象経費】

厚生労働省が必要と認めた額であり、事業実施に必要な経費として、

報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等、賃金、社会保険料等、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、使用料、賃借料、委託料（上記の経費に限る。）



※なお、現時点においては、令和5年度予算が未成立のため、事業内容や経費等に若干の変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4. 都道府県等が担う業務について

準備

- ・ 庁内の調整・・・①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・ 庁外の調整・・・①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市町村と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）
- ・ 要綱作成・・・国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成
- ・ 令和5年度の支援員養成研修受講者の募集、推薦

研修への派遣、研修の実施

- ・ 支援員養成研修（国で実施）への派遣・・・受講者の募集・推薦募集
※令和5年度は厚生労働省にて数回（3回程度）実施予定です。令和6年度以降本事業の実施をご検討されている場合は、積極的に支援員養成研修の受講をおすすめします。なお、令和6年度も同様に国で研修開催を検討中。
- ・ 支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）・・・①受講者募集・推薦 ②研修準備（会場、講師、費用確保） ③研修実施
④修了証発行 ⑤受講者管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド）
- ②支援員の登録、任命、管理（名簿等の作成）
- ③支援員への事前説明
- ④支援員へのサポート体制の構築
- ⑤事業実施記録管理
- ⑥年度末報告

事業の周知

- ①管内市町村・・・市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ②精神科病院等・・・退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼
- ③本事業の啓発資材の作成

会議設置・運営

- 推進会議・・・①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
- 実務者会議（委託可）・・・①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う
- ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる
- ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

5. 訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県等は、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 令和5年度については、国が複数回実施する研修に、訪問支援員の候補者や県庁等の担当者を派遣することができる。

訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等（R5は国においても研修を実施）
- ・ 内容：R5は国の通知に準拠、R6以降は省令に準拠



【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する



【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



訪問支援員養成研修カリキュラム

	講義名	内 容
講義	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
		入院者訪問支援員の役割
		精神障害者の権利
		精神医療の現状と課題
		精神科病院管理者が入院者訪問支援事業に期待すること
	入院者の体験	入院者が体験すること
入院者訪問支援事業の実践	入院者訪問支援の実践	
	入院者訪問支援員が知っておくべき資源	
演習	当事者の体験の共有	
	ロールプレイ	
	グループワーク	

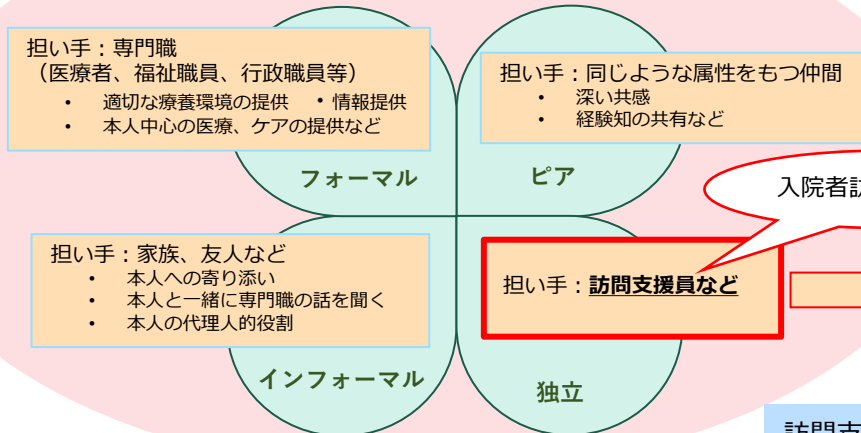
※ 講義はオンラインでの受講を可能とし、所要5時間程度とする。
演習は原則 対面で実施し、所要6時間程度とする。

※ 講義及び演習において習得を目指す内容の更に詳細については、今後通知等でお示ししていく予定です。

訪問支援員による面会交流

参考：養成研修講義資料 一部改変

【さまざまな立場による支援】



【訪問支援員の特徴】

- ・ 利害関係のない第三者
- ・ 中立的な立場でなく、本人の立場に立った味方になる
- ・ 本人の希望や意思に基づいて行動する
- ・ 本人の力を発揮できるように力を奪わない
- ・ 本人のタイミングを尊重する
- ・ 無理に本音や希望を引き出さない
- ・ できない約束はしない

入院者訪問支援事業

訪問支援員の面会交流によって

具体的な行動につながる (本人ができるようになること)

例)

気持ちの整理がつく

自分の気持ちを話せたことで気持ちの整理がつく

自身で病院職員に伝えられる

自分自身で病院職員に希望や気持ちを伝えることができる

情報収集できる

社会資源について自分なりに、あるいは病院職員に依頼して調べる

退院請求や
処遇改善請求

審査会への請求が必要だと感じれば、退院請求や処遇改善請求を行う

相談の結果期待されること (医療機関側のメリット)

例)

療養環境の改善

病院の風通しが良くなることによる療養環境の改善

職員の意識の向上

当事者中心の考え方、権利擁護に対する理解が進む

医療の質の向上

より当事者中心の医療を提供できる

訪問支援員に必要とされる姿勢や関わり

支援対象者が
一人の人として尊重される

(具体的には)

- 安心できる場では人は話がしやすい
- 集団の中の一人ではなく、一人の人として向き合うこと

訪問支援員が
第三者として関与する

(具体的には)

- 職員や家族には身近過ぎて本音が言えないことがある
- ルールがあり我慢してしまっている場合がある

訪問支援員は本人の側に立つ

(具体的には)

- 本人の思いや考えに沿う
- こちらの思い込み、価値観を押し付けない
- 誰かが決めるのではなく、本人が考え、決定するという姿勢が必要

支援対象者への情報提供

(具体的には)

- 情報は自分で自分の未来を選択するために欠かせない
- 環境や能力に応じて情報提供するのではなく、すべて出す

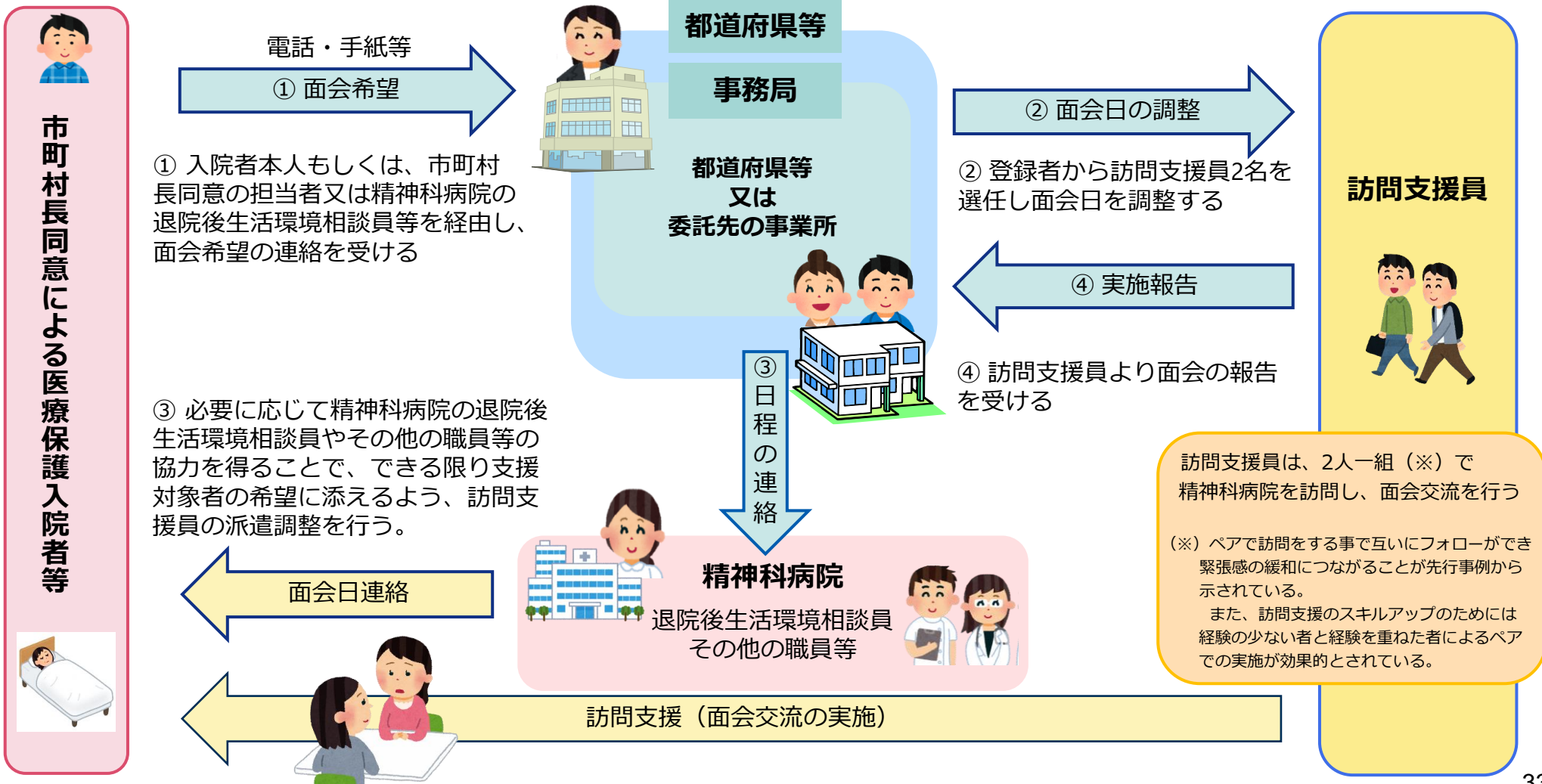
形成

表明

意思形成・
表明の過程
を支える
姿勢

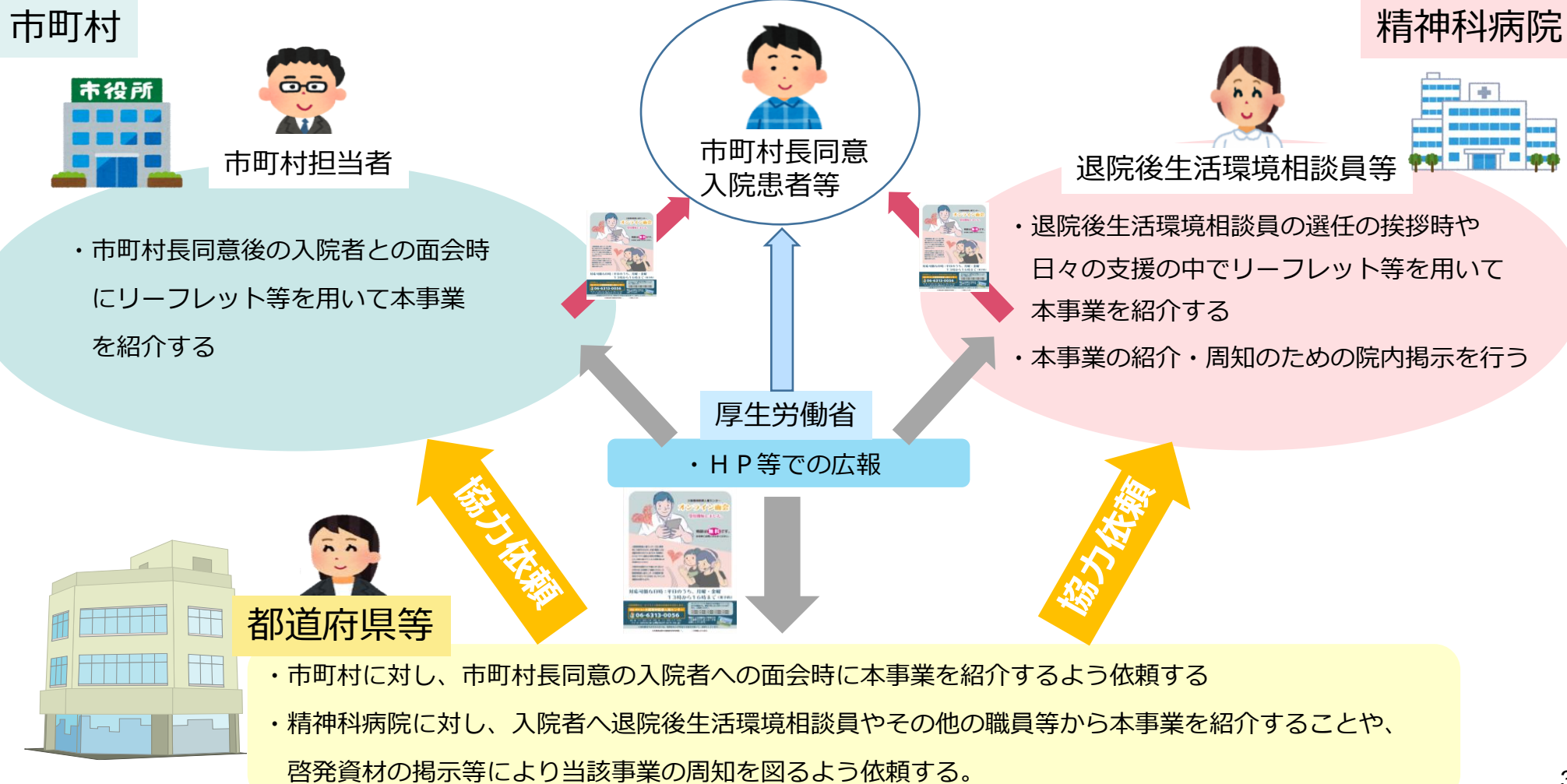
6. 訪問支援員派遣の流れ

- 都道府県等は、研修を修了した者のうち、訪問支援に適任であると認めた者について、訪問支援員として任命する。
- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



7. 入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。



8. 本事業に係る会議

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し

推進会議

【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

9. まとめ（今後の予定）

国

令和4年度

- 入院者訪問支援事業実施要領の発出（3月中）
- 関係通知の発出（3月中）

令和5年度

- 補助金の交付
- 訪問支援員養成研修の実施（夏頃～）

- 研修カリキュラムの改定等
- 運用マニュアル等の作成

令和6年度

- 改正法施行（令和6年4月～）

都道府県等

令和5年度

令和5年度から実施の場合

- 令和5年度から本事業への着手
- 事業計画や実施要綱等の作成
- 関係する市町村や精神科病院等との調整

- 研修の実施時期を見据えて、訪問支援員の募集
- 運営事務局の設置

令和5年度未実施の場合

- 令和6年度以降の実施に向けた検討

入院者訪問支援事業を令和5年度未実施の場合でも国研修の聴講は可能です。
ぜひご検討ください！！

精神保健福祉法改正に係る都道府県向け説明会

- 改正精神保健福祉法の概要
- 改正精神保健福祉法の令和5年4月施行について
- 入院者訪問支援事業
- 市町村の相談支援体制

精神保健に関する相談支援について都道府県に取り組んでいただきたいこと

令和6年度から精神保健福祉法のここが変わります！！

- ・ 都道府県・市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、**精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者**も対象となる。
- ・ 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、**市町村への必要な援助を行う**よう努めなければならないことが明確化された。

- 精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要であり、そのための人員体制を含む体制整備が求められる。

令和4年6月9日「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書

今から、管内市町村と協働し、 **市町村の精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備への協力と 市町村のバックアップ体制の強化**をお願いします

- 精神障害者・精神保健に課題を抱える者への相談支援に当たって、
 - ・市町村は、福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応
 - ・都道府県は、医療機関との連携を行いやすいことから、重症者や複雑困難なニーズへの対応を行いやすい立場にあり、それぞれの特性を生かした対応が求められています。
- また、都道府県には、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、自ら行う相談支援のみならず、
 - **専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働**
 - **市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催**など、市町村への支援や市町村との協働に、一層取り組んでいただくようお願いします。